

佐賀県国民健康保険運営方針について

根拠規定及び運営方針の概要

【根拠規定（改正後国民健康保険法第82条の2）】

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

【運営方針の概要】

項 目		主な内容
第 1	基本的事項 運営方針P1~2	<ul style="list-style-type: none">○県が市町と共通認識の下に一体となって保険者事務を実施するとともに、市町が実施する事業の広域化・効率化を推進するために策定。○対象期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間
第 2	市町国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 運営方針P3~17	<ul style="list-style-type: none">○医療費の動向と将来の見通し○財政収支の改善に係る基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・収支均衡及び財政収支の改善に向けた取組の必要性○赤字解消・削減の取組<ul style="list-style-type: none">・赤字が発生した場合は、発生要因を分析の上、赤字解消計画を策定し、県に提出。○財政安定化基金の活用<ul style="list-style-type: none">・市町に対する貸付・交付及び県に対する貸付並びに償還の条件等。・平成35年度までに行う激変緩和措置。

運営方針の概要

項 目		主な内容
第3	<p>市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>運営方針P18~23</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現状(3方式：応能割、応益割（均等割・平等割）) ○標準的な保険税算定方式等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が市町から集める「納付金」の算定方式を設定。 <ul style="list-style-type: none"> － 算定対象経費、応能割・応益割の割合、所得水準及び医療費水準の反映方法、激変緩和策 など ○標準的な収納率等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険税率の算定時に用いる標準的な収納率を設定。 <ul style="list-style-type: none"> － 県の算定方式 94% ○新制度の仕組みの中で、市町の取組、県の支援を通じて保険税率の一本化を目指し、議論。
第4	<p>市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項</p> <p>運営方針P24~26</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現状(収納率の推移、短期被保険者証等の交付状況) ○収納対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率目標[現年度分]被保険者数に応じて設定(94~95%) [過年度分]一律20%
第5	<p>市町における保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p>運営方針P27~29</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現状(レセプト点検、療養費、第三者求償) ○保険給付の適正化に資する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検、療養費支給、第三者求償の強化・適正化 ○県による保険給付の点検、事後調整 ○高額療養費の多数回該当の取扱い

運営方針の概要

項目		主な内容
第6	医療費の適正化の取組に関する事項 運営方針P30~33	<ul style="list-style-type: none"> ○現状（特定健診・特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、後発医薬品差額通知等の実施状況） ○医療費の適正化に向けた取組 ○「佐賀県医療費適正化計画（第3期）」の積極的な推進
第7	市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 運営方針P31	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者事務の共通化（標準化）や県国保連等への共同委託により共同実施ができるものは、関係者協議の上、積極的に推進し、事務負担の軽減等を図る。 [具体的な取組事項] <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証様式、医療費適正化対策、保健事業 等
第8	保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項 運営方針P32	<ul style="list-style-type: none"> ○県は国保事業の健全な運営を確保するため、医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携した取組を推進。 [具体的な取組] <ul style="list-style-type: none"> ・国保データベース（KDB）システムの活用、地域包括ケアシステムとの連携、市町保健衛生部門との連携
第9	施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項 運営方針P33	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険運営連携会議（仮称）の設置 ○国民健康保険運営方針の見直し

本県運営方針のポイント

1. 赤字解消

- ・国 国の定義する「解消・削減する赤字」の対象
決算補填等を目的とする一般会計繰入
新たに発生する前年度繰上充用金
- ・本県 上記に加え、過年度に発生した前年度繰上充用金（累積赤字分）も対象とする。

効果

財政運営の安定化（将来の被保険者の負担リスク解消）

2. 保険税率一本化

- ・国 一本化について明確なスタンスを示していない。
- ・本県 「将来的に一本化を目指すこと」について全市町合意済。
将来的な一本化を前提にして、納付金及び標準保険税率の算定に係る各項目を決定。

【項目の例】

- ・納付金の算定方法は3方式（応益シェアに世帯総数を含む）
- ・高額医療費負担金の調整は実施せず、全市町が共同負担する仕組み

効果

財政運営の安定化（小規模な市町の年度間支出額の変動の縮小）